

都内初！ 都立学校体育施設開放事業に関する協定を締結

14日（水曜）、東京都庁（新宿区西新宿2-8-1）で、杉並区教育委員会と東京都教育委員会が、都立学校体育施設の一部を区民のスポーツ活動に開放するため、協定を締結しました。都立高等学校の体育館等を、杉並区が指定した事業を実施する団体に貸し出すことで、教育施設の有効活用を図り、地域に開かれた学校づくりと区民のスポーツ活動の促進を図ります！

区教育委員会は、都が行う「都立学校開放事業」に、一般団体と同様、「杉並区」として登録し、区内団体の利用にあたり施設管理や利用調整を行うことで、地域に開かれた学校づくりと区民のスポーツ活動の促進を図ろうと、都教育委員会と協定を締結しました。都立学校の利用にあたり、区が都と団体の間に入るのは、都内でも初めて取り組みです。

区内には都立高等学校が9校あり、協定に基づいて体育施設を開放するのは、西高等学校（宮前4-21-32）と豊多摩高等学校（成田西2-6-18）の2校です。区教育委員会は、東京都教育委員会から2校の体育施設を借り受け、原則、授業や部活動に支障のない土曜日と日曜日の夜間（午後6時から9時まで）を開放します。貸し出す団体は、区が指定した事業を実施する団体で、公益財団法人杉並区スポーツ振興財団が利用団体を調整します。区が指定する事業とは、オリンピック・パラリンピックが東京で開催されることから、可能性の広がるジュニアの育成を主な取り組みと考えており、まずは小・中学生を中心としたスポーツ活動とします。利用できる施設は、体育館や剣道場、柔道場などです。開始は4月1日からです。

昨年3月、杉並区教育委員会は、区立小・中学校と近隣の都立学校が、互いの教育効果を高めるため、学習指導や部活動の合同練習など、教育、文化、スポーツ等の分野において連携協働する包括協定を、区内9校の都立高等学校と締結しました。今回の協定は、都立高等学校との連携を学校間の教育活動に留めず、さらに地域に広げ、教育施設の有効活用を図るものです。

本日、午前10時30分から、都庁で締結式を開催し、井出隆安杉並区教育長と比留間英人東京都教育長が出席、調印しました。

井出教育長は「都立高校の開放が区民のスポーツ振興につながるよう、有効に活用させていただきます。」と期待を語りました。



【問い合わせ先】

教育委員会事務局スポーツ振興課、総務部広報課 TEL：3312-2111（代表）